



愛西市では就学校の変更はできるのか

高松 幸雄議員

相当の事由があれば、認める事例がある
教育部長

問 公立の小中学校は、自分が住んでいる住所によって通う学校を指定される通学区制度がある。原則は基本学区に沿って就学することになっているが、学区以外の学校でも就学できる学校選択制がある。

答 本市は、学校選択制を導入していないが理由は、また、就学校の変更制度というものがあるが、どういったものなのか。

答 本市では、それぞれの学校規模が確定できず、施設・学校運営面に支障を来すこと、そして学校と地域の連携が希薄になることから学校選択制は導入していない。就学校の変更については、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合、保護者の申し立てにより本市教育委員会が相当と認めるときは、市内の他の学校に変更することができるといふもの。

問 相談があった保護者の児童は、現在永和小学校に通っている。市内のサッカークラブチームに所属しているが、中学校では所属することができない。中学校でもサッカーを続けたいと思ってきたが、永和中学校にはサッカー部がない。中学生になってもサッカーを続けるために、佐屋中学校へ就学校の変更を希望していることは理由になるのか。

答 「特に就学校の変更をする相当の事由があると認められる場合」に当たる。過去に事例がある。申請をして、教育委員会で判断をすることになる。

巡回バスの運行で検討された内容は

問 愛西市巡回バス運行検討委員会が、平成31年4月25日に開催され、津島市民病院への乗り入れについても話し合いがさ



▲夢を追いかける少年たち(FC市江)

れた。31年2月21日に、津島市長から愛西市巡回バスの津島市民病院への乗り入れに関する要望が提出された。以前は、本市のほうからお願いしたという経緯もある。ぜひ、津島市民病院への乗り入れは最優先してもらい、早期の実現をお願いしたい。

その他、ダイヤの見直しの話し合いがされたようだが、どういったものだったのか。

答 踏切や朝の交通渋滞による遅れの見直しを検討された。渋滞というのは避けて通ることのできない問題であり、非常に苦慮している。当然、踏切等で遅れているということを認識している。ダイヤのゆとり等をとりながら、できる限りの範囲で見直しをできるよう検討委員会を考えている。